

魚津市告示第58号

魚津市ふるさと寄附金に係る指定代理納付者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者を指定したので、魚津市会計規則（平成29年魚津市規則第3号）第18条第2項の規定により告示する。

平成31年4月1日

魚津市長 村椿 晃

- 1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地  
ヤフー株式会社  
東京都千代田区紀尾井町1番3号  
東京ガーデンテラス紀尾井町 紀尾井タワー
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入  
寄附金。ただし、魚津市ふるさと寄附金に限る。
- 3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間  
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- 4 指定代理納付者に納付させる方法  
指定代理納付者が提供するインターネットによる公金支払システム及びその決済基盤を利用して代理納付させる。